

平成 24 年 2 月 13 日

農林水産省大臣官房検査部調整課長 大浦 久宜
金融庁検査局審査課長 白川 俊介

農協（3者要請）検査における意見申出の取扱いに関する申し合わせ事項

記

1. 当面の対応

- ① 農林水産省及び金融庁は、3者要請検査を実施する都道府県に対して、意見申出制度の内容の周知を図る。
- ② 被検査農協から意見の申出があった場合には、農林水産省においては審査会、金融庁においては意見申出審理会（以下「審査会等」という。）を開催し、結論を出す。その際、両省庁は、都道府県に対して審査会等への参加を呼び掛ける。
- ③ 上記②における両省庁の結論が一致した場合には、両省庁は、その内容を都道府県に説明し、了解を求める。
- ④ 上記②における両省庁の結論が異なった場合には、両省庁合同による審査会等を開催¹し、結論を出す。その際、両省庁は、都道府県に対して参加を呼び掛けるとともに、その内容を都道府県に説明し、了解を求める。
- ⑤ 上記③又は④において、都道府県から了解が得られなかった場合には、両省庁は都道府県と対応を協議する。

2. 継続的に検討すべき事項

- ① 両省庁は、3者要請検査の定着状況を踏まえつつ、都道府県に対して、意見申出制度の創設、又は審査会等への参加の態勢を検討する。
- ② 両省庁は、同検査の定着後、都道府県と意見申出制度に関する事項について調整の上、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」等の改正を検討する。

¹ 審査会等の開催に当たっては、両省庁の外部委員数及び採決方法等について別途協議する。